

【資料】

福島第一原発事故に対する欧米の哲学者・倫理学者のコメント（続き）

江戸川大学社会学部講師
吉永 明弘

本稿は、『公共研究』第8巻第1号に掲載された拙稿「福島第一原発事故に対する欧米の哲学者・倫理学者のコメント——シュレーダー＝フレッチェットのコメントを中心に」の続編である。そこでは、*Ethics, Policy and Environment* Vol. 14, No.3, October 2011 に掲載された、欧米の哲学者・倫理学者による、福島第一原発事故に対するコメントを紹介した。本稿では、その続きとして、*Ethics, Policy and Environment* Vol.15, No.1, March 2012 に掲載された6本のコメントの中から、以下の3本のコメントを取りあげ、その内容を要約する。

- ・ Behnam Taebi (2012) “Multinational Nuclear Waste Repositories and Their Complex Issues of Justice” *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 57-62
- ・ Sean Parson (2012) “‘Climate First’ ? The Ethical and Political Implications of Pronuclear Policy in Addressing Climate Change” *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 51-56
- ・ Nobuo Kazashi (2012) “The Invisible ‘Internal Radiation’ and the Nuclear System: Hiroshima-Iraq-Fukushima” *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 37-43

1. では、ヨーロッパで提案されている、多国間の核廃棄物処理施設の設置に関して、世代内正義・世代間正義の観点からなされた Behnam Taebi のコメントを要約する。Taebi は、デルフト工科大学技術政策マネジメント研究科

の哲学准教授。技術倫理や気候倫理について教えている。

2. では、「気候第一主義」(Climate First) に立って原子力発電を推進しようとする学者たちに対する、Sean Parson の批判を要約する。Parson は、北アリゾナ大学政治・国際関係学部准教授。研究分野は政治理論、環境政治、社会運動論などである。

3. では、欧米の哲学者・倫理学者ではないが、同雑誌に英文で収録されている嘉指信雄のコメントを要約する。嘉指は、神戸大学文学部教授。研究分野は、現代哲学(特に現象学・プラグマティズム)、近代日本思想(特に京都学派)、そして平和研究である。ここで紹介するコメントでは、広島の実験爆、イラクの劣化ウラン弾、福島原発事故が統一的に論じられている¹。

1. 多国間の核廃棄物処理施設と正義の問題

現在、核廃棄物に関して広域の多国間の処理・貯蔵施設の可能性を緊急に考える必要があるということが、国際的コンセンサスとされている。これは地層処分に十分な自然条件のない国にとって利益になるが、その主要な動機は「不拡散の保証」(IAEA)にある。また、たった2つの原子炉しかもたない原発保有国に、かなりの経済的・安全面での利益となる。実は、原発利用国の3分の1(29か国のうち10か国)はこのグループに属する²。

多国間処理施設は法的、財政的、政治的、倫理的問題を含んでいる。ここでは、倫理的問題として、世代間正義と世代内正義の問題に焦点を当てる。この二つは衝突をうむ。なぜなら、将来世代に対する正義の観点からは、多国間処

¹ 残り3本のコメントは、以下のものである。J. Paul Kelleher (2012) "Energy Policy and the Social Discount Rate" *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 45-50 (社会的割引率に関するコメント)。Thom Brooks (2012) "Fukushima Daiichi: New Global Institutions for Improved Nuclear Power Policy" *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 63-69 (原子力政策に関する新しい国際体制の確立を求めたもの)。Deborah H. Oughton & Brenda J. Howard (2012) "The Social and Ethical Challenges of Radiation Risk Management" *Ethics, Policy and Environment* 15 (1) : 71-76 (放射線リスク管理に関するコメント)。

理施設は好ましいが、同世代の人々に対する正義の観点からは、好ましくないからである。

核廃棄物処理には、地表での貯蔵と、深地層処分という二つの実現可能な戦略がある。このうち、地表での貯蔵は、最終処分の前の一時的な処分と見なされている。深地層処分は、長期の安全性を保証するものとされる。それは、自然の障壁としての地層（geological formation）と、技術的な障壁としての金属容器（canister）があるからである。

しかし、長期の廃棄物の隔離は、大きな不確実性をうむ。これは地層の貯蔵施設についての道徳的正当性に疑問を呈するものである。例えばこれは、将来の人々の間に区別をもたらす。米国環境保護庁は、ユッカ山の地下処理場に、異なる放射性基準を提案した。次の1万年間は現在と同じ基準値、1万年以降は、6倍高い基準値を設定している。このような区別は、堅固な道徳的正当化を欠いている。

地層処分は最善の選択という国際的コンセンサスがある。全ての核エネルギー生産国は、貯蔵施設を設立する政策を支持している。しかし、金属容器の状態と、周囲の環境の水文学的、化学的、物理的な属性とによる不確実性がある。地層の自然条件が、放射能漏れが起きた時に放射線が生物圏に達するまでの速さを決定する。この点に関して、多国間アプローチは、長期の防御をもっとも保証する地層を選ぶ機会をもつ。

放射能漏れだけでなく、人間の介入もまた、将来世代を危険にさらす。世代間正義の観点から、多国間の貯蔵施設を支持する理由は、将来にリスクをもた

² 原発を利用している国のうち、原子炉を3基以上持っている国は、以下の19か国（+1地域）である。アメリカ、フランス、日本、ロシア、ドイツ、韓国、ウクライナ、カナダ、イギリス、中国、スウェーデン、スペイン、ベルギー、インド、チェコ、スイス、フィンランド、スロバキア、ハンガリー（+台湾）。原子炉が2基以下の国は、以下の10か国。ブルガリア、ブラジル、南アフリカ共和国、メキシコ、ルーマニア、アルゼンチン、スロベニア、オランダ、パキスタン、アルメニア。（なお保有数が不明な国としてクロアチアがある）。以下を参照（http://www.inaco.co.jp/isaac/shiryo/world_data/nuclear_power.html）。

らす施設の数を減らせるという事実にある。また、人間の介入によって貯蔵施設の立地についての知識を失うかもしれない、というリスクも減らすことができる。

つまり、15のヨーロッパの核エネルギー生産国が、15か所に分けて処分するよりも、5か所にまとめたほうが、将来世代にとってはより良いことになる。このように、総じて、世代間正義の観点からは、多国間アプローチが支持される。

しかし同時に、それはある国が他の国の廃棄物を受け入れた場合にのみ成功するので、世代内の不正義が起こる可能性がある。ホスト国が、他国の廃棄物を進んで受け入れるということは、道徳基準の必要条件だが十分条件ではない。その理由は二つある。第一には、ホスト国の同意は、経済的立場の不均衡から生まれる。あまり豊かでない国を、経済的な動機で動かしやすくする（これまでの化学廃棄物の輸出の例をみればわかる）。第二に、現在の世代内の／国際的な不正義を、遠い将来にまで延長することになる。

また、核エネルギー生産国以外の国に、核廃棄物を輸出することの問題もある。バーゼル条約は放射性廃棄物を除外しているが、危険な廃棄物の輸出入を減少させるべきだという意見は核廃棄物に関しても存在している。

ヨーロッパ10か国は、広域的な核廃棄物貯蔵施設の建設の現実性を検討している。一つの興味深い問題は、現行の国境がどの程度、適切な (relevant) ものなのかという問題である。このときによく引用される例が、スロベニアの首都リュブリャナは、20世紀の100年間に7つの国の支配下におかれていたという例である³。

世代間正義と世代内正義は、持続可能性の核心にあるジレンマである。多くの論者がこのジレンマに言及しているが、どうバランスを取るかについては未

³ リュブリャナは、20世紀の100年間に、オーストリア＝ハンガリー帝国、セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国、ユーゴスラビア王国、イタリア王国、ナチスドイツ、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国、スロベニア共和国に帰属した。

だ解答が出ていない。

多国間の貯蔵施設は、現代世代内の不正義という問題をもたらす。しかし現在、多国間の廃棄物貯蔵は、真剣に検討されている案である。ここで倫理的考察が必要となる。第一に、規範的分析として、二つの正義概念の道徳的厳格さについて調べるべきである。第二に、概念的な分析として、多国間の貯蔵に関する限りでの二つの正義概念を明確にすべきである。第三に、哲学的要求として、共約不可能性（incommensurability）の問題がある。これは本質的に異なっている、現在と将来の原子力発電の生産・廃棄物の利益と負荷を比較し、バランスをとるための統一された方法（おそらくは量的な）をいかに発見するかという問題である。

2. 「気候第一主義」による原子力推進政策の倫理的・政治的問題点

George Monbiot⁴は、3/11後に原発支持を決意した。より有名な科学者ジェームズ・ラブロック、ジェームズ・ハンセンも、同様に原発支持となった。彼らは気候変動を止めることが最優先課題とする立場をとる。彼らによれば原発はCO₂排出の低いエネルギー源であり、また太陽光・風力と違って、政府の十分な支援のある安定したエネルギー源である。したがって、現在の消費レベルを維持するために必要なものとされる。

Monbiotの立場は「気候第一主義」と規定できる。彼は、気候変動の社会的・政治的条件を無視して、危機は科学者・規制官庁を通じて解決できると考えている。確かに科学的解決は重要だが、文化的・政治的・経済的変革を目指す努力が伴わないといけぬ。彼は便宜（expediency）の名のもとに、政治・倫理の議論を無視している。

「気候第一主義」者は、原子力の「必要性」（necessity）に関する問題のある仮説をこっそり持ち込んでいる。彼らとは対照的に、ここでは、エネルギー

⁴ Monbiotは、イギリスの著述家、環境運動家・政治運動家。多くの著書があり、『ガーディアン』紙のコラムも担当している。

政策は、社会的正義、倫理的消費、民主的参加に基づくべきであると主張する。

(1) 「気候第一主義」の倫理

Monbiotによれば、公衆はエネルギー消費をラディカルに抑制することは望んでいない。また、インド、中国の消費レベルが上昇している。したがって、エネルギー需要の増加に合わせて、国は石炭火力か原子力かを開発する必要がある、ということになる。Monbiotは、再生エネルギーで100%まかなうという政策に次のように反論する。太陽光・風力・潮力は、ピーク時のエネルギー生産を支えられない。また地熱・水力は立地が限られる。(さらにMonbiotがふれていない論点がある。風車は渡り鳥やコウモリが死ぬ原因をつくる。太陽光発電は砂漠に設置するのが最適だが、脆弱な砂漠の生態系を破壊する。水力はサケの遡上を減少させる原因の一つである)。これらに比べて、原子力は最も破壊的でなく、また発電量が大きい、と彼は言う。

Monbiotは、石炭生産は社会的・政治的・環境的コストが莫大であるという。これは正しい。また彼は「アメリカ的生活様式は譲れない」という。これは間違いである。Monbiotには、アメリカ的生活様式を抑制することは選択肢に入っていない。彼は、資本主義、帝国主義、法人国家／全体主義国家 (corporate state) に政治的に反対することは重要なプロジェクトだが、気候変動に取り組むためには二次的な問題にすぎないと考えている。

気候の危機の技術主義的解決はどこが問題なのだろうか。それは、人間に、地域の自然プロセスを「コントロール」するという役割を与えている。「コントロール」は啓蒙主義哲学の問題の多い要素である。自然界の管理やコントロールの方法を探る代わりに、人間は「自然と共に働く」(work with nature) 方法を見出すべきである。

気候の危機に関する専門職化は、気候変動の政治を脱民主化する。そして原子力エネルギーを気候の危機に対する唯一の「解決」とすることで、原子力に関する政治的討論を無意味なものにする。

根本原因（資本、コーポラティズム、消費主義）に取り組まずに、気候変動を「技術的に」解決するというのは、「間違っ解決法」（false solutions）である。それは真のCO₂排出を隠している（原子力発電もプラント建設、ウラン採掘、輸送、貯蔵の際にCO₂を出す）。また別の論者は、「間違っ解決法」によって、権力関係が強化される、自律やローカルコントロールが抑圧される、消費が喚起される、気候の危機がその他の生態学的・社会的危機から切り離される、といった点を指摘している。

原子力発電は「間違っ解決法」の典型である。それは、

- A) 高度な訓練を積んだ人々によってのみ設計・運転される。
- B) 政府が大企業によって所有・管理される。
- C) 概して、貧しい、非白人の住む地域に設置される。
- D) テロリストや犯罪者予備軍を止めるための安全装置が必要になる。
- E) 生態系を破壊する鉱山会社に依存する。
- F) ウランを劣化ウラン弾として利用する「リサイクル」産業を支える。
- G) 長期の安全管理が必要な廃棄物貯蔵地を必要とする（貧しい、非白人の地域に作られることが多い）。

以上から、原子力発電は、安全保障国家（security state）、政府と企業の中央集権化、労働者と土地を破壊する鉱山経営、環境レイシズム、ミリタリズムといった、近代社会の最も悪い側面を強化することになる。

（2）全体論的な気候的正義の倫理に向けて

マレイ・ブクチンによれば、環境破壊は人間の社会関係の破壊に根源をもつという⁵。CO₂排出は、気候問題の多くの側面のうちの一つにすぎない。気候的正義は、経済的・社会的不平等、環境レイシズム、人間以外の生き物に対す

⁵ この考え方をブクチンは「ソーシャル・エコロジー」と呼んでいる。邦訳されている著作として、『エコロジーと社会』（藤堂麻理子・戸田清・萩原なつ子訳、白水社、1996年）を参照。

る人間の集合的行為の影響、企業の権力、ミリタリズム、家父長制といった、複雑で多次元的な問題に同時に取り組む。気候的正義は次のエネルギー政策を要求する。1) 民主的コントロール、2) 自然との協働、3) 消費主義の拒絶と近代産業社会の問い直し、4) 地球的衡平性の促進。

(3) 結びのコメント

「気候第一主義」者は、原子力を気候変動の便宜的な解決のために必要とする。ある人々は、左翼運動が発展するまでの当座の解決として必要とする。別の人々は、ラディカルな社会変革に全く興味がなく、気候変動の破局的影響だけを心配しているために必要とする。いずれにせよ、「気候第一主義」の支持者は、気候変動が代議制民主主義のプロセスを通過することを確信していない。そのことは、気候変動と原子力発電についての議論の非政治化を導くが、それは誤りである。気候変動は政治的問題であり、CO₂ についての問題であると同時に、価値についての問題である。

気候的正義は社会的正義、広範な政治参加、環境意識を含まなければならない。この観点からすると、原子力発電にはいかなる場所もない。ラディカルな社会変革と気候変動の取り組みは両立しうる。気候の危機の解決のためには、社会的・経済的・政治的危機に取り組むことが不可欠である。

3. 見えない「内部被曝」と原子力システム——広島、イラク、福島

(1) 歴史的再検討：“Atoms for Peace” と鉄腕アトム

アイゼンハウアーは1953年の国連総会演説で“Atoms for Peace”を唱えた。1955年、日本において、東京から「原子力の平和利用」展が開かれた。被爆地広島でも開催され、原子力によるバラ色の未来が描かれた。反核運動のリーダーであった哲学者の森滝市郎⁶ 以外は疑問を呈さなかった。

このように日本の原子力政策においては、アメリカの原子力キャンペーンの影響が大きいですが、それ以前から日本には「原子力の平和利用」のイメージがあっ

た。1951年に「鉄腕アトム」が作られたが、当初はタイトルを「アトム大陸」（人々が原子力エネルギーに感謝を捧げている大陸）にする計画だったという。ここに日本の宿命的な葛藤が示されている。

（2）「原子カムラ」

日本には原子力のペンタゴン（原子力産業、官僚、政治家、科学者、主要メディア）が存在する。事故後、すぐにテレビに出演した「科学者」たちの原子力に好意的なコメントは、原子カムラの支配的なヘゲモニーを表したものに他ならない。しかし、次第に、より批判的な科学者や学者がメディアに登場した。彼らはグラムシのいう「有機的知識人」（organic intellectuals）といえる。そして科学的ヘゲモニーをめぐる闘争が始まった。

（3）経済的・地理学的不等性（disparity）

科学的ヘゲモニーは、経済的・地理学的不等性——農家と消費者の、電力会社と下請けの現地労働者の、地方のコミュニティと大都市との間に存在する——がもたらす紛争とからまりあっている。浜岡原発は、経済的・地理学的不等性の最も典型的な例である。浜岡原発は、活断層帯（active fault zone）の上に立地していることを理由に、事故の2か月後に停止された。再稼働への圧力が高まる中で、牧の原市議会は永久停止を要望した。御前崎市（原発がある地域）は補助金が歳入の40%を占めるのに対して、牧の原市への補助金は歳入の1%以下である。また牧の原市はスズキその他の大企業に依存しているが、スズキは浜岡原発が再稼働されたら工場を移転すると宣言したのである。

⁶ 森滝市郎は、広島市に生まれ、広島高等師範学校教員のときに被曝。のちに広島大学教授を務め、原水禁運動に参加。日本原水爆被害者団体協議会（被団協）の理事長、原水爆禁止日本国民会議議長を歴任。

(4) 広島での「内部被曝」リスクの否定

放射能汚染の評価の際に、内部被曝の影響は低く見積もられる傾向がある。「原爆症集団認定訴訟」で日本でも法的に考慮されるようになったのは最近のことにすぎない。

「被爆者援護法」によると、患者は厚生労働省によって公式に認定されなければならない。しかし認定患者は2003年までに約2200人にすぎない。これは外部被曝の見積もりに依存しているからである。ここで未認定の患者が「原爆症集団認定訴訟」を起こした。その結果、2009年までに197人の被爆者が認定を勝ち取った。また、残留放射線や、内部被曝を考慮に入れるよう、基準を改定することを政府に命じた。しかし、期待された結果からはほど遠いものであり、認定の割合は減っている。内部被曝の影響は考慮に値するほど重大ではないと見なされたのである。原告側は、2009年の東京高裁判決（内部被曝を無視する評価は合法とはいえない）に言及して反論している。おそらく、政府が内部被曝に対する古い議論に固執するのは、補償を最小限にとどめたいからだろう。

(5) 劣化ウラン (depleted uranium : DU) 兵器：核廃棄物の軍事利用

劣化ウランはウラン濃縮の時に出るもので、米国だけで70万トン、世界全体で1500万トン生み出されている。1950年代に、DUの処分方法を調査したところ、対戦車貫通弾 (penetrator anti-tank round) にDUが最適であることが判明した。しかもタダで手に入るのである。これはタンクを使用不能にする点で「革命的」な兵器であった。しかし、放射性物質を大気中にまき散らし、それが人体に吸収され、癌や白血病を引き起こす。このようなDUの毒性は使用者やWHOによって否定されてきた。

(6) WHO/IAEAの1959年の協定

チェルノブイリ事故の際に、WHO/IAEAは低レベルの内部被曝を過小評価

した。2005年の報告では、チェルノブイリの死者は43人、致命的な癌患者は4000人とされている。ここには、「核の平和利用」のため、放射能リスクを「目に見えないまま」(invisible)にしておきたいという意図が感じられる。ヘレン・カルディコット⁷らによると、一時期、WHOは放射線の有害な影響を警告していた。しかし、1959年にWHO/IAEAは協定を結び、WHOはIAEAの同意なしで独自に調査・報告する権限を奪われた（IAEAは1957年に“Atoms for Peace”を実行するために設立された機関である）。

そのため、ヨーロッパのNGOは「independent WHO」という連合体を設立した。「independent WHO」は、2011年3月にマーガレット・チャン（WHO事務局長）と会談を行った。そこでチャンは、「チェルノブイリの死者が、WHO/IAEA報告のように、たったの50人とは思っていない」と認めた。人間の健康に対する放射線の影響に関するWHOの部局は、2年前に廃止された。それ以前にも、WHOに放射線の専門家はほんの数人しかいなかった。

（7）見えない放射線と戦う市民

日本社会は「放射線安全基準」をめぐる論争によって混乱している。ICRP（国際放射線防護委員会）の基準は、年間1ミリシーベルトだが、福島の校庭は、年間20ミリシーベルトまで認められた。これは正当化されるのか。それとも犯罪的か。野菜と米は、500ミリベクレル/kgとされた。これは甘すぎるか。それともペテンか。100ミリシーベルト以上の決定論的影響(deterministic effects)に対する、100ミリシーベルト以下の確率論的影響(stochastic effects)とは、何を意味するのか。シーベルト、ベクレル、グレイとはそもそもどのような意味なのか。ウルリヒ・ベック⁸は、「常に相矛盾したことを言う専門家・専門機関のマリオネットの糸で吊るされているように感じている」

⁷ カルディコットは、オーストラリアの小児科医。スリーマイル島原発事故以来、反核運動を続けている。福島第一原発事故以後、日本各地で講演を行い、「放射能汚染下における日本への14の提言」を発表した。(http://akiomatsumura.com/wp-content/uploads/2012/08/Helen-Japanese-translation-+-bio-for-web.pdf)

という。「許容レベル」(acceptable level)とは、経済的・政治的関心によって作られた「我慢のレベル」(toleration level)に他ならない。それ以下なら安全という閾値(threshold value)は存在しない。この根本的な論点が理解され始めている。そして市民グループが測定器をもつようになった。生活協同組合はより厳しい基準に適合する食品を保証している。国際的なコミュニティは、今こそ内部被曝の軽視に疑問の声をあげ、ICRPの放射線防護基準を規定し直す時だと考えている。

(よしなが・あきひろ)
(2013年1月4日受理)

⁸ ベックは現代ドイツの有名な社会学者。主著に『危険社会——新しい近代への道』(東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局、1998年)がある。福島第一原発事故後、彼へのインタビュー「原発事故の正体」が、朝日新聞2011年5月13日朝刊に掲載された。また、福島第一原発事故後にドイツに設立された、「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」の委員を務めたことでも知られる。周知のように、この委員会の結論によって、メルケル首相は、2022年末までにドイツ国内の原発を全廃するという方針を表明した。